

( R2.11.17  
財務省 )

## 会計法

H14 オンライン規定  
第49条の2

H14  
行政手続  
オンライン化法

## 契約事務取扱規則

H25 オンライン細目  
第28条

H26  
GEPS運用開始

R2  
押印・電子契約Q&A  
6/19, 7/17, 9/4



# 会計法令における見直し②

## 会計法

### 第29条の8

契約担当官等は、…契約書を作成しなければならない。…

- 2 前項の規定により契約書を作成する場合には、契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、当該契約は、確定しないものとする。

### 第49条の2

…書類等…については、…電磁的記録の作成をもつて、当該書類等の作成に代えることができる。…

- 2 …電磁的記録で作成されている場合の記名押印については、記名押印に代えて氏名又は名称を明らかにする措置であつて財務大臣が定める措置をとらなければならない。

## 契約事務取扱規則

### 第28条

次の各号に掲げる書類等の作成…電磁的記録により作成することができる。

- 一 契約書
- 二 請書その他これに準ずる書面
- 三～四 略

- 2 前項各号に掲げる書類等の作成に代わる電磁的記録の作成は、**総務省に設置される**各省各庁の利用に係る電子計算機と各省各庁の官署に設置される入出力装置並びに契約の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して当該書類等に記載すべき事項を記録する方法により作成するものとする。

- 3 第一項第一号の規定により契約書が電磁的記録で作成されている場合の記名押印に代わるものであつて法第四十九条の二第二項に規定する財務大臣が定める措置は、電子署名(電子署名及び認証業務に関する法律第二条第一項の電子署名をいう。)とする。

課題

現行規則は、事実上GEPSに限定しており、制度上、クラウド型の電子署名サービスが利用できない状態にある

見直し

クラウド型の電子署名サービスを利用可能にすべく、規則改正